

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 2 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市旅費条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市旅費条例（昭和 26 年瀬戸市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(外国旅行の旅費) 第 20 条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について支給する旅費の額は、市長、副市長、 <u>教育長</u> 及び固定資産評価員にあっては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）第 3 章の規定により 10 級の職にある者に支給される旅費相当額と、消防長、部長、会計管理者、課長、課長補佐及びこれらに相当する職にある者にあつては旅費法第 3 章の規定により 6 級の職にある者に支給される旅費相当額と、その他の職員にあっては旅費法第 3 章の規定により 4 級の職にある者に支給される旅費相当額とする。 (随行旅費)	(外国旅行の旅費) 第 20 条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について支給する旅費の額は、市長、副市長及び固定資産評価員にあっては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）第 3 章の規定により 10 級の職にある者に支給される旅費相当額と、消防長、部長、会計管理者、課長、課長補佐及びこれらに相当する職にある者にあつては旅費法第 3 章の規定により 6 級の職にある者に支給される旅費相当額と、その他の職員にあっては旅費法第 3 章の規定により 4 級の職にある者に支給される旅費相当額とする。 (随行旅費)
第 22 条 職員が市長、副市長、 <u>教育長</u> 、市議会議員又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67	第 22 条 職員が市長、副市長、市議会議員又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 20

号) 第203条の2第1項に掲げる者の随行として旅行した場合は、これらと同額の旅費を支給することができる。

別表(第16条、第17条関係)

区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
	円	円
市長、副市長、 <u>教育</u> 長、固定資産評価員	15,000	2,400
<省略>	<省略>	<省略>

3条の2第1項に掲げる者の随行として旅行した場合は、これらと同額の旅費を支給することができる。

別表(第16条、第17条関係)

区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
	円	円
市長、副市長、固 定資産評価員	15,000	2,400
<省略>	<省略>	<省略>

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	支給単位	報酬の額		区分	支給単位	報酬の額	
(1) <u>教育委員会委員</u>	月額	36,900円		(1) <u>教育</u> <u>委員長</u>	月額	<u>38,800円</u>	
				<u>委員会</u> <u>委員</u>	月額	36,900円	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的及び適用範囲)	(目的及び適用範囲)

<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>教育長</u></p> <p>(4) 固定資産評価員 (重複給与の禁止)</p> <p>第6条 副市長、<u>教育長</u>又は一般職に属する常勤の職員が固定資産評価員を兼ねるときは、固定資産評価員として受けるべき給与は支給しない。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>811,000</td> </tr> <tr> <td><u>教育長</u></td> <td><u>721,000</u></td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	<省略>	<省略>	副市長	811,000	<u>教育長</u>	<u>721,000</u>	<省略>	<省略>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 固定資産評価員 (重複給与の禁止)</p> <p>第6条 副市長又は一般職に属する常勤の職員が固定資産評価員を兼ねるときは、固定資産評価員として受けるべき給与は支給しない。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>811,000</td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	<省略>	<省略>	副市長	811,000	<省略>	<省略>
職名	給料月額																		
<省略>	<省略>																		
副市長	811,000																		
<u>教育長</u>	<u>721,000</u>																		
<省略>	<省略>																		
職名	給料月額																		
<省略>	<省略>																		
副市長	811,000																		
<省略>	<省略>																		

（瀬戸市議会委員会条例の一部改正）

第4条 瀬戸市議会委員会条例（昭和41年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査または調査のため、市長、<u>教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長および監査委員その他法律に基づく委員会の代表者または委員ならびにその委任または囑託を受けた者に対</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査または調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長および監査委員その他法律に基づく委員会の代表者または委員ならびにその委任または囑託を</p>

し、説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。	受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。
-------------------------------------	---

(瀬戸市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 瀬戸市特別職報酬等審議会条例(昭和41年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市議会議員の議員報酬並びに市長、<u>副市長及び教育長</u>の給与(以下「特別職の報酬等」という。)の額について公正を期することを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 委員は、瀬戸市の地域内の公共的団体等の代表者及び住民のうちから、必要の<u>都度</u>市長が任命する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が<u>終</u>え答申を行<u>った</u>日までとし、その翌日をもって解任されたものとする。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第6条 審議会は、次の各号に掲げる事務を行<u>う</u>。</p> <p>(1) 市長の諮問に応じて特別職の報酬等の額に関して、その額が適正であるかどうかを調査<u>及び審議を行</u>うこと。</p> <p>(2) 市長に対して審議の答申を行<u>う</u>こと。</p> <p>(会長)</p> <p>第7条 <省略></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市議会議員の議員報酬並びに市長<u>及び副市長</u>の給与(以下「特別職の報酬等」という。)の額について公正を期することを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 委員は、瀬戸市の地域内の公共的団体等の代表者<u>および</u>住民のうちから、必要の<u>つど</u>市長が任命する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、当該諮問に<u>か</u>かる審議が終え答申を行<u>な</u>った日までとし、その翌日をもって解任されたものとする。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第6条 審議会は、次の各号に掲げる事務を行<u>な</u>う。</p> <p>(1) 市長の諮問に応じて特別職の報酬等の額に関して、その額が適正であるかどうかを調査<u>および審議を行</u>なうこと。</p> <p>(2) 市長に対して審議の答申を行<u>な</u>うこと。</p> <p>(会長)</p> <p>第7条 <省略></p>

2 <省略>	2 <省略>
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。	3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(瀬戸市教育委員会委員の定数を定める条例の一部改正)

第6条 瀬戸市教育委員会委員の定数を定める条例(平成20年瀬戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定に基づき、瀬戸市教育委員会委員の定数を <u>6人</u> とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定に基づき、瀬戸市教育委員会委員の定数を <u>7人</u> とする。

(瀬戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止)

第7条 瀬戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第5号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、改正後の瀬戸市旅費条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例、瀬戸市議会委員会条例、瀬戸市特別職報酬等審議会条例及び瀬戸市教育委員会委員

の定数を定める条例の規定は適用せず、改正前の瀬戸市旅費条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例、瀬戸市議会委員会条例、瀬戸市特別職報酬等審議会条例及び瀬戸市教育委員会委員の定数を定める条例の規定並びに廃止する瀬戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例は、なおその効力を有する。